

旭川医科大学長特別補佐に関する要項を廃止する要項

(令和 8 年 2 月 12 日学長裁定)

旭川医科大学長特別補佐に関する要項（平成 19 年 9 月 18 日学長裁定）は、廃止する。

附 則

この要項は、令和 8 年 2 月 12 日から施行する。

【制定理由】

大学運営の見直しにより、学長特別補佐制度を廃止するため、本要項を廃止するものである。